

○松本「シンカ」推進会議設置要綱

令和3年4月30日

告示第262号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市基本構想2030に掲げる基本理念「三ガク都に象徴される松本らしさのシンカ」の実現に向け、市民と共に取り組むため、松本「シンカ」推進会議（以下「推進会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 松本市基本構想2030の推進に関すること。
- (2) 基本計画の策定に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進会議は、概ね20人の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 推進会議に座長及び座長代理各1人を置き、委員の互選により選出する。

4 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 推進会議は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 推進会議に、専門の事項について検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総合戦略局総合戦略室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。